

2020年11月4日

各 位

九州植物検疫協会

植物防疫所からの重要なお知らせ【インドネシアからの一部の植物の地下部
(苗、根菜)の輸入停止】

当協会の運営に関して、平素より格別のご支援・ご協力を賜り、御礼申し上げます。

標記に関して、8月24日付け「インドネシア産バナナネモグリセンチュウ寄主植物に係る緊急の暫定措置の実施について」にて、同国産のバナナネモグリセンチュウ寄主植物に対しては、輸入時に綿密な検査が行われることをお知らせしたところですが、先般、植物防疫所が実施した輸入検査において本線虫が再度検出されたとのことです。

このため、農林水産省消費・安全局植物防疫課から(一社)全国植物検疫協会事務局に対して、本線虫の侵入及びまん延を防止するため、11月11日以降、同国に対して本線虫寄主植物への検査証明書の発行を一時停止するよう要請した旨の連絡がありましたので、取り急ぎお知らせします。

なお、インドネシア側から本件についての原因究明及び改善策が提示され、日本側で改善が適切に実施されたことが確認された時点で、要請が解除されることを申し添えます。

【検査証明書発行の停止要請の内容】

1 対象植物

貨物、郵便物、携帯品としてインドネシアから輸入される規則別表一の二の七項に掲げる植物の地下部であって、当該別表に係る植物検疫措置が実施されたもの。なお、食用用途であってもショウガやサトイモ等は栽培できるものに含まれるため対象となります。

<植物防疫法施行規則別表一の二>

(：https://www.maff.go.jp/pps/j/law/houki/shorei/shorei_12_html_12.html#t1-2)

2 当該植物が輸入された場合の措置

令和2年11月11日以降の日付で発行された検査証明書が添付された対象植物が輸入された場合、輸入検査で廃棄又は返送の措置となります(令和2年11月11日より前の日付で発行された検査証明書を添付している場合は、11月11日以降に輸入されても輸入検査を受けることができます。)

3 植物防疫所リーフレット

(：<https://www.maff.go.jp/pps/j/information/shomeisho/attach/pdf/shomeisho2-2.pdf>)